

リハビリテーションの選定療養費制度 (実費負担) の実施について

1. 選定療養費制度

医療上の保険給付内において、リハビリテーションを行うことが困難な患者さまに対し、医師の判断と患者さまの自己選択のもとに、当該制限回数（13 単位）を超える医療行為について、選定療養としてリハビリテーションを行うことが可能です。

2. 実施内容および負担額（1 単位につき）※ 1 単位＝20 分

脳血管疾患等リハビリテーション	2,700 円（消費税込）
廃用症候群リハビリテーション	1,980 円（消費税込）
運動器リハビリテーション	2,040 円（消費税込）



農協共済別府リハビリテーションセンター